

令和3年度給与改定（第7回）団体交渉

① 日 時 令和4年2月7日（月）18時32分～18時38分

② 場 所 東京区政会館20階203会議室

③ 出席者

（当局）佐藤副区長会会長（荒川）、入澤副管理者、

小林人事企画部長、小池調査課長、林労務・制度改革担当課長

（組合）吉川委員長、中條副委員長、峰村副委員長、小宮山書記長、

八田企画調査担当部長、西寫賃金対策担当部長、東矢組織担当部長、

籠谷教育宣伝担当部長

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

私どもは、定年引上げに係る人事・給与制度の改正について、総合的かつ慎重に検討を重ねてまいりましたが、本日、最終判断をいたしましたので、申し上げます。

はじめに、管理職選考制度の見直しに係る指名前の本人事情の確認等について申し上げます。

指名前の本人事情の確認については、指名を行う前に、自己申告等を活用し、書面をもって、本人事情を確認することとします。

十分な育成期間の確保等については、指名制の合格発表を6月下旬までに行うことを基本とすることで、現行Ⅱ類に比べより長く確保することとします。特別区共同研修の拡充については、現在、特別区職員研修所において、管理職としての意識の醸成や、昇任後の職務に対する不安の軽減を図る方向で検討を進めております。

指名制の実効性を確保するための課長補佐の増員については、今後、管理職選考における指名制導入や、役職定年者の降任先確保の必要性等を踏まえ、各区において適時適切な対応が図られるものと認識していることから、こうした各区の対応に係る検討に資するよう任用管理のイメージを各区で共有することとします。

共有するイメージは、「課長補佐に係る任用管理のイメージ」のとおりです。

次に、別途提案するとした義務教育等教員特別手当及び早期退職者割増制度の二つの交渉項目については、国の運用通知等を踏まえ、改めて協議することとします。

詳細は、「定年引上げに係る人事・給与制度の改正について（最終案）」のとおりです。

次に、年齢による昇給抑制の見直しについて申し上げます。

能力と意欲のある高齢期職員を最大限に活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承し、組織全体としての活力の維持を図るとした本提案の趣旨と国等

の状況を踏まえ、業務職給料表の適用を受ける職員に係る年齢による昇給抑制について、令和5年4月1日から、その基準となる年齢を現行の55歳から57歳に引き上げるとともに、経過措置として、見直し前の制度が適用されていた職員に対し、号給調整を行うこととします。

詳細は、「年齢による昇給抑制の見直しについて（案）」のとおりです。

ただいま申し上げた私どもの考えは、熟慮に熟慮を重ねた結果の最終判断になりますので、是非ともご理解いただきたく存じます。

最後に、一言申し上げます。

職員の皆さんには、新型コロナウイルス感染症による区民生活への影響を最小限に抑えるために、今なお、一丸となって、感染へのリスクを抱えながらも、最前線で奮闘いただいておりますことに、区長会として、改めて、心から敬意と感謝を申し上げます。

私どもといたしましては、引き続き、総力を挙げて、取り組んでいく所存でありますので、皆さんにも、引き続きのご協力をお願いいたします。

私からは以上です。

〈特区連〉

皆さん方から、最終判断として回答が示されました。

特区連としての態度を明らかにする前に、以下の点について、対応を求めます。

定年引上げ後に7割となる給料月額が、暫定再任用の給料月額を下回る事例が、業務職給料表の職員を中心に多く発生することが見込まれることは、明らかに制度矛盾です。

私どもが主張し続けてきたとおり、業務職給料表の水準が低すぎる 것이その主な原因であることを認識した上で、早急に賃金水準を正常な状態に戻し、少なくとも7割で再任用の月例給を下回る職員がいなくなるように給料表を改善することを求めます。

次に、職層構成比の適正化は、全国平均を下回ったラスパイレス指数の低下に歯止めをかけ、特別区の賃金水準を回復させるうえでも、極めて重要です。中でも、民間給与実態調査において、特別区のマイナス較差の大きな要因となっている1・2級の最高号給適用者の縮減と解消は、速やかに実現しなければなりません。人事委員会も、任命権者に対して、現給保障者の任用面での解消を強く求めています。

人事委員会が、現給保障者を公民比較の対象から除外する「特例的な措置」を執らない場合は、特別区職員の給与水準はさらに大きく低下することは必至であり、区長会は、任命権者として、より積極的な最高号給適用者の解消のための措置を執ることを強く求めるものです。

〈当局〉

ただいま、皆さんから言及がありました業務職給料表のあり方については、これまでの交渉経過を踏まえ、皆さんと意見交換や研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、最高号給適用者の解消のための措置の求めについては、改めて受け止め、引き続き、この間の交渉経過を踏まえ、適正な職員構成の実現に向けて、万策を尽くしてまいりたいと考えております。

〈特区連〉

ただいま、踏み込んだ考え方と回答が示されましたので、機関に持ち帰り判断することといたします。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮を行った上で交渉を実施しました。